

☆ご利用の手続き☆

◆ 法契約部門（毎日通園室，親子・併用通園室）

<児童相談所への申請>

- ①相談・申請
お住まいの児童相談所に、障害児施設給付費の支給についてご相談し、申請して下さい。
- ②決定
施設サービスの種類・支給期間・利用者負担上限額についての決定を受けると「受給者証」が交付されます

<学園との利用契約>

- ③契約利用
保護者は重要事項説明書の内容について説明を受け、学園と療育の内容・料金等の確認をし、合意の上で利用契約を結びます。

通園開始

◆ 自由契約部門（あけぼのクラブ，学習支援室）

学園への申し込み

日程調整

通園開始